

## 目 次

### 第 1 号 8月7日（金曜日）

令和2年第3回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて	5
（専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険 税等の減免の特例に関する条例の設定について）	
議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて	7
（専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第5号））	
議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）	10
閉会	21

令和2年第3回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和2年8月7日			
本会議の会期	令和2年8月7日から8月7日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年8月7日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和2年8月7日	午前11時23分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	湯 田 純 朗	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	湯 田 純 朗	12番	小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀 沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年第3回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和2年8月7日（金）午前10時開会

開 会  
開 議  
日程第 1  
日程第 2  
日程第 3  
日程第 4  
日程第 5  
日程第 6  
散 会  
閉 会

会議録署名議員の指名

7番 佐藤盛雄

8番 星輝夫

会期の決定

町長提案理由の説明

議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について）

議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第5号））

議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回下郷町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしましたとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、佐藤盛雄君及び8番、星輝夫君を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

**日程第3 町長提案理由の説明**

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る関係議案など議案3件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、令和2年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

近年、数十年に1度や観測史上初と表現される大雨が頻繁に発生しております。本町におきましても台風19号による豪雨など、記憶に新しいところであり、激甚化、広域化、頻発化する自然災害に対する防災、減災対策の一層の充実を図ってまいらなければなりません。本臨時会におきましては、その対策の一環として、現下の状況を踏まえ、避難所における新型コロナウイルス感染対策の強化を早急に図るべく、関係予算を計上させ

ていただきました。今後とも安全、安心な地域社会の構築に向け万全を期してまいる所存でありますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、季節は立秋を迎え、暦の上では秋となりましたが、本年は例年よりも梅雨明けが遅く、長雨、日照不足による農作物への影響が懸念されるところであります。農家の皆様におかれましては、農作物の管理に十分ご注意をいただきたいと思えます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本町の状況であります。現在まで幸いにも感染症の発生は確認しておらず、ご議決を賜りました予算等に基づき、感染予防対策、そして地域経済対策を着実に実施しているところでもあります。しかしながら、社会経済活動が徐々に再開されるに当たり、大都市圏を中心に、地方においても感染が拡大する傾向にあり、本町におきましても予断を許さぬ状況にあると考えているところでもあります。

このような状況の中、感染予防対策を講じながら、地域経済の回復に向けしっかりと取り組んでまいる所存でありますので、町民の皆様におかれましては新しい生活様式の実践など、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案3件につきましてご説明を申し上げます。

議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について）でございますが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を講ずるため、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年7月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億3,211万5,000円とするものであります。本案につきましては、さきの議会全員協議会で説明を申し上げました新型コロナウイルス感染症対策事業であります。下郷町観光関連事業者経営持続化支援金及び下郷町事業者応援給付金の2つの事業に要する経費を地方自治法179条第1項本文の規定により、令和2年7月16日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,258万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,469万9,000円とするものであります。今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい農の販路開拓支援事業、避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化事業の2つの事業に要する経費を、またGIGAスクール構想関連予算として1人1台端末等の整備に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

その主な内容であります。初めに新しい農の販路開拓支援事業につきましては、新

しい生活様式に対応した移動自粛要請の影響が少ない安定した販路として、直売所における農産物等のインターネットを活用した販売体制の確立を目的とするもので、その事業費370万円を計上しております。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業につきましては、県の補助事業を活用し、避難所における新型コロナウイルス感染対策を強化するため、備蓄品等の購入経費444万9,000円を計上しております。

また、GIGAスクール構想の関連予算であります。さきの第2回定例会においてご議決を賜りました予算に基づき、現在、小中学校校内ネットワーク設計業務委託に着手したところであります。本構想に基づく教育環境の整備は全国規模で行われる事業であることから、1人1台端末等の整備に早急に着手したいと考え、その購入経費2,452万8,000円を計上しておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお祈りを申し上げます。

---

#### 日程第4 議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて

##### (専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について)

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について）を説明いたします。

先ほども町長からありましたが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による収入の減少により、国民健康保険税等の減免を行うこととしました国からの通達により、減免するものであります。減収分につきましては、全額国費で補填されるとしております。

なお、詳細につきましては新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブックの4ページにも掲載されておりますので、併せて御覧ください。

具体的には、対象としましては、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方につきましては、保険税の全額免除、また収入減少が30%以上見込まれる

世帯の方を対象に、保険税の一部を減額するものでございます。

減免対象期間につきましては、令和2年2月1日以降から令和3年3月31日までに納期限を迎える保険税が減免の対象としております。

また、同じ条の第2条の介護保険料の減免の特例につきましては、所管課長の健康福祉課長より説明いたしますので、よろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 続きまして、専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について、介護保険料の減免分につきましてご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、先ほどの国民健康保険税の減免と同様ですが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また主たる生計維持者の事業収入が一定程度減少した世帯に対して、介護保険の65歳以上の第1号保険料の減免措置を講じるとの国からの通知を受け、介護保険料の減免の特例に関する条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、介護保険料の減免の適用が現行条例におきましては遡って減免ができない規定であるため、感染症の影響があった令和2年2月1日に遡って減免できるようにするために、減免申請書の提出期限についての特例を定めるものでございます。

介護保険料の減免につきましては、第2条によりご説明申し上げます。第2条は、介護保険料の減免の特例に関する規定であります。下郷町介護保険条例第12条の規定する減免対象となる保険料は、本則では、減免申請日以後の納期限がこれから到来する未到来の納期の保険料が減免対象となり、かつ減免申請書の提出期限が普通徴収であればこれから到来する納期限の7日前までに、特別徴収であれば年金支払い月の前々月の15日前までに減免申請書を提出することと規定されております。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響による特例といたしまして、減免の適用を感染症の拡大による影響が生じ始めた時期となります本年2月1日から翌年の令和3年3月31日までの期間に、普通徴収の納期限、特別徴収であれば年金支払い日が設定されている令和元年度第6期分及び令和2年度年間分の保険料に遡って減免適用し、減免申請書の提出期限を令和2年度内の令和3年3月31日までとする特例の内容でございます。

詳細につきましては、同じく支援ガイドブックの5ページに掲載されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、専決第10号につきましては令和2年7月1日付で専決処分させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第10号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の設定について)の件を採決いたします。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第5号))

○議長(小玉智和君) 日程第5、議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第5号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第5号))でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億3,211万5,000円とするものであります。

本案につきましては、さきの議会全員協議会でご説明を申し上げました新型コロナウイルス感染症対策事業であります。下郷町観光関連事業者経営持続化支援金及び下郷町事業者応援給付金の2つの事業に要する経費を専決処分させていただいたものであります。

11ページをお開きいただきまして、初めに商工費、商工振興費の事業者応援給付金がありますが、お配りしております新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック、こちらはさきの議会全員協議会でお配りしたものを7月22日に更新した内容となっておりますが、こちらの11ページを併せて御覧いただきまして、中ほどの概要となりますが、この事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた個人事業



主及び小規模企業者に対して事業者応援給付金を交付するもので、この後ご説明申し上げます観光関連事業者経営持続化支援金の交付を受けていない方が対象となりますものであります。売上げ減少額が20%以上から50%未満で、給付金の額が5万円となる事業者につきましては40事業者を見込み、200万円、売上げ減少額が50%以上で給付金の額が10万円となる事業者につきましては200事業者を見込み、2,000万円、合わせて2,200万円の予算を確保させていただきました。

次に、議案書にお戻りいただきまして、商工費、観光費の観光関連事業者経営持続化支援金であります。支援制度ガイドブックの10ページを併せて御覧いただきまして、中ほどの概要となりますが、この事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受ける町内観光関連事業者に対し、事業の継続や雇用の維持を支えるための支援金を交付するもので、宿泊業、飲食店、土産物店を営む方が対象となりますものであります。支援金の額は、売上げ減少率、雇用保険加入者数により、支援金算出表のとおり設定をさせていただき、予算につきましては111事業者、平均の支援金の額を40万円と見込み、4,440万円を確保させていただいたものであります。

また、議案書の10ページにお戻りをいただきまして、歳入でございますが、これらの事業に係る財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,640万円を財源措置したものであります。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年7月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問させていただきます。

雇用保険加入者数が16人以上とあるのですが、下郷町内に16人以上を雇っている事業所は何社ほどあるのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、雇用保険の加入者数のご質問でございますが、こちらの雇用保険の加入者につきましては、令和元年度の申請が6月から7月にかけてましてございました。そちらの数字を基に加算額ということで算出するような形にしておりますが、実際のところは事業者様のほうからご提出いただかないと分からないような状況にはなっております。ただ、状況的には何件かあるのではないかなというふうに、これはちょっと試算上の話になりますが、見込んでいいるのは実態でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問はございますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、1番終わります。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今ほどのものに関連してですが、これ観光費で111業者を見込んでということなので、その111の業者が、今ほど1番議員が質問したゼロ、1から5と、この枠に何業者ぐらい一応見込まれているのか。これから出てくるのでしょうかけれども、その111業者というのは、この人数に区割りにしたらどの数になるのか。分かれば教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

この算出表にゼロから16ということがございまして、まず111事業者の事業の概要でございまして、まず宿泊業につきましては30件見込んでございます。続きましては、飲食店関係、こちらが50件見込んでございます。あと、土産物店ということで31件ほど見込んでおりまして、合計111件となっております。申請につきましては、今ほど受付を既に開始しておりまして、内容を申しますと、昨日までなのですが、46件の申請者の方がございました。その中の実際の人数をちょっと申し上げますと、ゼロ人の枠に入ってくる業者が34件ございました。1から5のところに入ってくるところが10件ございます。6から10のところは1件ございました。あと、16人以上ということで1件ございました。以上の内容から換算しまして、これは当初もそのように換算しておりましたが、ゼロ人のところが大体7割ぐらいになるのかなというふうに換算しております。あと、1から5がその残りの部分で、6人以上、16人以上というところもございまして、ここには数件、もう数えるほどかなというふうに見込んであるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問、11番、ありますか。

○11番（湯田純朗君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、湯田純朗君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第11号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第5号））の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の12ページでございます。議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,258万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,469万9,000円とするものであります。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい農の販路開拓支援事業、避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業の2つの事業に要する経費を、またGIGAスクール構想関連予算として1人1台端末等の整備に要する経費をそれぞれ計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

19ページをお開きいただきまして、初めに農林水産業費、農業振興費の新しい農の販路開拓支援事業でございますが、新しい生活様式に対応した移動自粛要請の影響が少ない安定した販路として、直売所における農産物等のインターネットを活用した販売体制の確立を目的とするもので、事業内容であります。1つには農の贈物支援、2つには農のインターネット活用販売促進支援としてそれぞれ事業を実施するため、その所要額370万円を計上し、その財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源措置するものであります。

なお、本事業につきましては、お配りしております資料を基に、後ほど所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

次に、消防費、災害対策費の需用費及び備品購入費でございますが、県の補助事業を活用し、避難所における新型コロナウイルス感染対策を強化するため、備蓄品等の購入経費合わせて444万9,000円を計上しております。需用費につきましては、簡易組立て間仕切り、マスク、紙石けんなど、消耗品の購入経費433万4,000円を、備品購入費につきましては非接触式電子温度計の購入経費11万5,000円をそれぞれ計上し、その財源につきましては、18ページにお戻りをいただきまして、県支出金、消防費県補助金の福島県避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金100万円を充当し、町負担分につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源措置するものであります。

19ページとなりますが、GIGAスクール構想関連予算であります。さきの第2

回定例会においてご議決を賜りました予算に基づき、現在、小中学校校内ネットワーク設計業務委託に着手したところではありますが、本構想に基づく教育環境の整備は全国規模で行われる事業であることから、1人1台端末等の整備に早期に着手したいと考え、その購入経費、小中学校費合わせて2,452万8,000円を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

教育費の小学校費、教育振興費では、タブレット端末、ビデオカメラの購入経費1,552万2,000円を、同じく教育費、中学校費の教育振興費では、同じくタブレット端末、ビデオカメラの購入経費900万6,000円をそれぞれ計上し、その財源につきましては、18ページにお戻りをいただきまして、タブレット端末の購入につきましては国庫支出金、教育費国庫補助金の公立学校情報機器購入事業補助金1,048万5,000円を、ビデオカメラの購入につきましては学校からの遠隔学習機能強化事業補助金7万円をそれぞれ充当し、地方負担分につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源措置しております。

20ページとなりますが、予備費につきましては、収支の調整を図るため、9万3,000円を減額するものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから19ページの歳出に計上されております新しい農の販路開拓支援事業についてご説明させていただきます。

お手元の資料、2枚チラシがございます。1つはしもごう農の贈り物、こちらでございます。もう一枚が道の駅しもごうと下郷町物産館の両面刷りのチラシとなっております。この事業なのですが、2つの事業に分けてご説明させていただきます。

まず、1つ目なのですが、こちらのしもごう農の贈り物の事業についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、お盆の時期に帰省できない方をターゲットに、2,000円分の野菜を1,000円で送付できますよというチラシの内容になっておりまして、こちらを町内にお配りさせていただきます。こちらの販売商品の中身としましては、新鮮な野菜の詰め合わせセットまたは野菜プラス加工品セットを県外のお客様に販売する事業でございます。農産物販売促進とともに、Go To トラベル東京除外等の影響でお盆に帰れない方への支援も考慮し、キャンペーン的な要素も含んだ内容となっております。こちらにつきましては、1世帯申込み上限数が5セットまでとなっております。実施主体が下郷町物産館及び道の駅しもごうを考えており、町が補助する内容となっております。注文を受けました各直売所については、約10日前後をめぐりお客様の方に野菜の詰め合わせセットを送付いたします。この詰め合わせセットに、今ほど2枚のチラシという形で説明しました、こちらの2枚目の両面刷りのチラシを同封させていただきます。野菜セットと同封したチラシとともに、野菜の中身をご賞味いただきまして、気に入っていただいたお客様にこちらの野菜を今度は、気に入っていただければ今度は定価で買ってほしいという内容のこちらはチラシとなっております。例えばなのですが、下郷町物産館のほうになりますと、2,000円という金額が既に入っております。

が、2,000円分の野菜を2,000円で、定価で買っていただけませんかというお話になっております。こちらの購入希望されるお客様に関しましては、記載されておりますインターネットや電話で受付をいたしまして、販売促進につなげていきたいというふうに考えております。

今ほど最初に説明したものを第1弾、2つ目のチラシを第2弾という解釈でご説明しますと、第1弾、第2弾ともにセット数はそれぞれ1,000セットを予定しております。予算内容につきましては、第1弾の事業については野菜詰め合わせの料金から自己負担1,000円を除いた野菜代料金と箱代、送料の補助、第2弾の事業につきましては箱代と送料のみの補助となっており、金額に換算しますと、第1弾が2,200円掛ける1,000セットで220万円、第2弾につきましては1,500円掛ける1,000セットで150万円、合計370万円の予算計上となっております。

内容の説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 説明を聞いたのですが、いまいち分からないので、もう一回聞かせてください。

しもごう農の贈り物、これ2,000円分の品を1,000セット、1,000円で、送料無料で送る。この2,000円分、道の駅しもごう、下郷町物産館から出すということは、2,000円程度のぐらい利益が上がるのか、分かれば教えていただきたいです。取りあえずそれをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 今ほど2番議員、小椋淑孝議員のほうからご質問あった件につきまして答弁いたします。

利益というお話でございますが、こちらの利益につきましては、先ほどご説明の中で申し上げましたが、2,000円分の野菜を1,000円の料金で販売するという中身になっておりますので、直売所のほうからした視点での利益という形になると、この場合ですと300円の販売手数料のみという形になります。農家さんからした利益という中身になれば、普通に直売所に出荷する中身と同様でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問ございますか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） こちら道の駅しもごうと物産館から販売する方向ですけれども、何か最後に下郷町役場農林課と書かれていますよね。こうなった場合に、これって道の駅しもごうと物産館に任せるという話ではなくて、町でやるという話なのですか。ちょっとその辺だけ。

○議長（小玉智和君） 農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） すみません。ご説明のほうでその部分説明しておりませんでした。大変申し訳ございません。

こちらに下郷町役場農林課というふうに記載してありますのは、申込窓口として下郷町役場農林課もという解釈でございます。道の駅しもごう、下郷町物産館がそれぞれ地理的に結構住民の方からすれば遠い位置にもありますので、町の役場のほうでも窓口をつくって、仲介をしてやるようなイメージということでここに記載させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 2番、再々質問。

○2番（小椋淑孝君） そうしますと、これは道の駅しもごう、観光公社の物産館に委託するのではなくて、町独自でやるのだという解釈でいいのか、その方向なのか、ちょっと最後に。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 今回の事業は委託事業ではなく、町がそれぞれに直売所実施の中で補助をするという形になります。

確認の意味を込めてちょっとご説明させていただきますが、あくまで事業主体は道の駅しもごうさん、下郷町物産館でありまして、受付の利便性を考えまして、下郷町役場農林課という形でここに記載させていただいておりますということでご理解ください。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れございませんか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 農林課長が説明したとおりなのですけれども、早く言えば事業は物産館と道の駅、事業は、事業主。ただ、その残りの分の要するに補助は町が出しますよと。利益は3%、今までどおり、物産館も道の駅も3%納めていただくと、出店業者というか、正社員として。そういうことですから、補助金は、支援事業は町で出すと。そして、事業主体は物産館と道の駅ということですので、それさえ分かれば。

（「それが委託になるんじゃないのかなと思った」の声あり）

○町長（星學君） いやいや、委託ではない。支援事業だから。コロナ対策の支援事業。

○議長（小玉智和君） 2番、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） いいです。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 大体分かりました。それで、ここで1つ、1ページのこの中身ですけれども、贈物の内容については選べませんと書いてあるわけですが、実際に送るほうも何が入っているのだから分からない。Aセット、Bセット、ランチだってカタログに載るわけですから。食堂、レストランに入って、Aセット、Bセットみんな載るわけですから、これ何が入るか分かりません、選べませんというのは、例えば息子、娘がピーマン嫌いだと、入っていたら食わないでしょう、例えばで。だから、これやっばりAセットはこうだよとちゃんと挙げないと、送るほうは何行ったか分からない。そうだと思います。

それから、一番後ろのチラシですか、道の駅のものが入っている。これは、1回送

られた方にこれを送ってやって、これから2,000円で買ってもらえませんかという話でしょう、これ。訳分からないよ。これ何だと思っわけです。そうでしょう。多分私が注文して送ってやると、それでその送る箱の中に、これからも2,000円で買ってもらえませんかというコマーシャルでしょう。私はそう思うのだけれども。それは、ここに載けなくてもよかったのではないですか。これは、送ってやるときにこれを入れてやればいいだけだ。ありがとうございますとか言ってやればいいだけだから、ここに載けると、何でこんなものがついているのか、私ちょっと疑問だったので。

もう一回申し上げます。やっぱりAセットはこういうものですよ、Bセットは、多少のあれはあるというふうに書かないと、何が行くか分からないでは、多分こちらから送ってやるほうも、送らないで、自分で物産館に行って探して、箱詰めして送ったほうが早くなるのです。ただ、2,000円のが1,000円にはならないかもしれませんが、そういう配慮も必要でないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま11番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

まず、詰め合わせの品目につきましては、ご指摘されるご意見も十分ご理解できますので、今後、例えばなのですが、例的なものを例示して、こういうパターンがありますよという形とかの部分の部分をポスターに載せるというのはありだと思います。ただ、あくまでメニューは固定するというのは、季節柄の野菜というのがありますので、その辺はなかなか難しい部分がございます。ただ、お客様にイメージしていただくというのは大変重要なことだと思いますので、例示等の表示もさせていただいて、対応させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 11番、再質問ありますか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） というふうにしてやれば非常に親切であるということになるのではないですか。やっぱり送るほうの気持ち、送られるほうの気持ちも伝わらないでは、全然、多分いろんな、自分の娘、息子だって東京で、こっちに帰ってこれない人いますから、この事業については非常にいいと思います。しかし、やっぱりもらうほうのことを考えてやらないと、送ったほうは何を送ってやったのかなんていうことになりますので、ある程度は、季節により若干の入替えはありますとかと書いて申し添えて、やっぱりある程度のもをつけてやらないと、電話入れて、何送ってやったなんていう、こっちで聞くようになりますから、それはやっぱり配慮をしていただきたいと。

以上です。

○議長（小玉智和君） 要望ですか。答弁。

○11番（湯田純朗君） 答弁は要りません。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、湯田純朗君終わります。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） まず、1つお聞きしたいのが、先ほど課長がおっしゃったG

○ To キャンペーンもあって、そういう方々にもとおっしゃったのですけれども、これ下郷町民しか買えない場合ってどうなるのですか。その辺、これ町民しか買えないのですよね。送り先は、自分の知っている人にしか送れないということですよ。不特定多数に送るということではないということですよ。その辺1点確認させてください。

それとあと、農産物直売所という形で道の駅もごう、それから下郷町物産館なのですが、それ以外にも直売所ってあるのですが、そういったところというのはこの中に入らなかった理由って何かあるのでしょうか。例えば湯野上であればよらっしえがございいます。それから、松川のほうであればお不動さまなんかも皆さん、あと芦ノ原であればはいと一とか、地域のお年寄りが作って出しているところもあるのですけれども、そういったところは対象にならない。ただ、物産館、それから道の駅、皆さん地元の農家の方卸したり、個人で出したりしている方もいらっしゃるのですけれども、その辺は対象にならなかったのか、その点お伺いいたします。取りあえずそれだけお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまご質問ありました4番議員の山名田議員のご質問でございますが、まず最初に対象者ということでもよろしかったでしょうか。

説明の中でGo To キャンペーンで東京除外ということを受けてというふうに確かに申しましたが、その影響で帰省できない親類の方という表現をさせていただきましたので、あくまで下郷町にゆかりがある方という県外の方を対象にというお話をさせていただいたつもりでございます。

次の質問の直売所、2つの直売所以外にいろいろあるのではないかと、そちらのほうはどうなっているかというご質問でございますが、もともとこの事業の前段の事業につきましては、この2つの事業所が4月、5月期にコロナの影響で直売所を閉鎖した経緯の中で、野菜の詰め合わせセット等を在京下郷会等の会員の方など、下郷にゆかりがある方に送付した事業を引き継いで現在に至っております。この2つの直売所がもとで話は始まっておりますが、例えば町内で申しますと、湯野上地区にあるよらっしえ等の直売所に関しましてはJAさんの系列のお店でございますので、そちらの関係者のほうにはご相談はしております。ただ、常時2名という労働人員とか、そういう中身を枠を拡大できるかどうか、いろいろ検討課題があるようで、もう少し待っていただきたいということで、今後の展開次第ではそういうところも視野に入れていく可能性もありますので、その辺よろしくお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 4番議員、再質問ございますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） あと、新しい農の販路開拓ということで、これは私たちが親戚なり知人なりに送る。送られた方がこれをもって、注文するということになりまよね。そうすると、知り合い以外にはこれをどういう形で、アカウント入れたりいろい



ろしていますので、送るだけではなくて、それ以外に宣伝をするというか、インターネットを使ったりとか、そういうことはされる予定があるのでしょうか。このチラシというのは送られた方はもらいます。こういうネットサイトがありますよというのは分かります。これを新しい販路開拓をするということであれば、そこだけでは弱いのではないかなと思うのです。なので、違った形の販路拡大を求めた、そういったところもつくっていく予定があるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後のネット活用の拡大というご質問かと思いますが、まず今ご説明させていただきました第1弾、第2弾の事業をまず実施させていただきまして、効果等も踏まえながら、今後そちらのほうは検証させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 4番議員、山名田さん、再々質問ありますか。

○4番（山名田久美子君） いいです。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子さんの質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問させていただきます。

こちらECサイトなど、インターネット通信販売とかはご検討されなかったのでしょうか。ECサイトを使えば、町の政策も、おいしい下郷の農産物も1回で済むと思うのです、それをやるだけで。それは検討されなかったのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ECサイトの検討につきましては、当然課内のほうでは話は上がっております。ただ、ECサイトという中身を考慮しますと、費用等結構金額的にも大きくなるような中身もちょっと確認されましたので、今回につきましては、まず今回のコロナ対策の全国的な動向を踏まえて、即効性のありそうなこの事業を展開させていただきたいということで提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問ありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 2つ質問させていただきます。

先ほど町長からもありましたように、これはコロナの対策であるということで、大変分かりました。開拓支援事業、私たちも農業支援策としてどんなものがあるかなといつもずっと考えていたのですけれども、大変いいアイデアかなと。いろいろな開拓支援事業はあったと思うのですけれども、全国的にもこの予算補助いただいてやっているとは思っているのですけれども、1つずつ、どういう組織でお話合いがされて、どういう意見が、

これに最終的に絞られたのかというのが1つお聞きしたいと。

もう一つは、8月31日までとなりますけれども、これ数が限定される、予算がありますので。これに達しなかった場合、8月を延ばしていくのか。9月まで、まだ余裕ありますよというような体制を組まれるのか、この2つお聞きしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

立案するまでの協議内容というご質問かと思われませんが、もちろん農林課内プラス今回コロナ経済対策の主管課である総合政策課等と協議を行わせていただいております。絞る過程につきましては、期間のない中での対応の中で、一応職員が中心になってきたというのは実際でございます。絞った後につきましては、各事業所と何度か会議は実施させていただきましたが、この事業に絞ったときまでという話になると、職員中心の協議という形になります。

もう一つのご質問、期間に関しまして、第1弾の中身が8月31日までという中身を販売の促進状況に応じて延ばせないかという中身だと思いますが、こちらにつきましてはその辺も協議の中身では話が上がっております。ただ、第2弾の事業と第1弾の事業、この期間が極力ダブらないように、直売所さんのほうから、ダブらないようにしてほしいという要望も上がっておりますので、あまり後ろまでという中身も引っ張りにくい事情がございますので、その辺は状況を踏まえまして判断してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 6番、再質問ございますか。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川邦夫議員に、今農林課長が説明したとおりでございますが、農の販売促進につきましては引き続きずっとやっていく必要があるかと思っておりますので、この企画についてはまず第1弾だと。その後についての農業生産者の支援については9月の議会に提案したいと、こう思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の質問を終わります。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 先般、避難所の配付をいただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応などで国庫の補助金等が多く町のほうにも入ってはおりますけれども、災害の避難所との絡みには町のほうはどのように考えておられるのか、ちょっとお知らせしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 3番、質問の中身がちょっと。

○3番（佐藤勤君） 18ページと19ページのところでなのですが。

（何事か声あり）

○3番（佐藤勤君） 議案第50号の説明は終わったのでしょうか。

○議長（小玉智和君） これは関連がありますので、答弁を求めます。

それでは、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、私のほうから今回補正予算に上げました中身について若干ご説明したいと思います。

それです、段ボールのパーティション、間仕切り、あと簡易ベッド、あとその下に敷く床のマットで283万8,000円を見ております。あと、マスク1万7,000枚で112万2,000円を見ております。あと、その他、手指消毒液、あと手洗いの紙石けん、あと使い捨ての手袋、あとフェースガード、あと使い捨ての密閉服等で37万4,000円、これらを消耗品で見ております。そして、備品で非接触式電子体温計、これ8個、8つを11万5,000円で計上しております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 3番、佐藤勤君、再質問。

○3番（佐藤勤君） 再質問ではありませんけれども、新しい様式のスタイルに入ったと思いますけれども、今まで町としては災害と国庫補助金との絡み、これをどのようにこれからも考えるのか、ちょっといただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番議員のご質問にお答えしますが、まず予算書の審議をしていただくということをまずお願いします。これからの災害出た場合の対応については、それは随時やらなくてはならない、災害出たとき。ですから、今日の予算書は備品の備蓄関係ですので、それを今度の支援事業として補助金で整備していくということですから、ご理解いただきたいと思います。災害対応については随時やっていきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 3番、佐藤勤君、いいですか。

○3番（佐藤勤君） 分かりました。そのとおりにしてください。

○議長（小玉智和君） それでは、3番、佐藤勤君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 質問させていただきます。

19ページの教育費に関しまして誰もお聞きしていないものですので、お伺いいたします。今回公立学校情報機器購入事業補助金として、国庫補助金として1,055万円計上されております。6月の一般質問で6番、玉川議員からおただしありまして、オンライン学習、ネットワークの環境を整備するということで、今回タブレット端末の整備を図ることだと考えておりますが、そのタブレット端末、小中学校で、前回お聞きしたのですが、具体的に何台購入するのか。

それから、この端末を購入する場合、購入方法、随契でやるのか、それから入札でやるのか。

現在、全国的にこのタブレット端末の需要が大分多くなっております。ですから、発注しても納品までかなりの時間がかかると想定されます。町としては、いつまでその着手して準備するのか、その辺の工程関係はどう考えているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、タブレット台数の購入予定数でございますが、来年度の小中学校の児童生徒数を324名を見込んでおります。そのうち小学校につきましては180台、中学校におきましては114台、計294台を購入の予定でございます。なお、30台がこの中に不足すると思われませんが、この点につきましては昨年度小学校のパソコン教室におきましてタブレット型の端末を整備しておりますので、そちらのほうを主に小学校1年の子供たちのほうに活用していくというような考えでございます。

それから、購入方法につきましては、今後検討することになると思いますが、現在のところ入札方式で考えてございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、再質問。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） タブレット端末を導入して、要するにオンライン学習ができる環境整備もしなければならぬと思うのですけれども、要するにネットで自宅学習と学校とのオンラインでの学習というのも、これも現実的にできるようになるのかどうか。

それから、やはりかなりの全国的な需要が多くなっているということで、やはり早期の準備というのが必要だと思うのです。

それから、昨年導入した電子黒板ありますよね。それとの、要するにオンラインで共用できるようになるのかどうか、その辺どうなのでしょう。

以上、お伺いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えいたします。

まず、オンライン授業等についての活用でございますが、今回リモート学習に必要なビデオカメラ4台分を購入しております。将来的にはオンライン学習ができる環境を随時進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さらに、電子黒板との活用についてでございますが、小学校におきましては既に電子黒板、今年度も各学校2台ずつ購入しましたので、こちらのパソコンでの活用、こちらが活用が可能だというふうなことでは認識しておりますので、こちらのほうの電子黒板につきましてもリモート学習あるいは通常授業で積極的な活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、再々質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問します。

消防費と小学校費、中学校費には資料が添付されていないのですが、資料があったほうがこちらの判断もしやすいので、今後つけていただきたいということと、あとタブレットが294台で約2,400万円で、その内訳はどのようになっているのでしょうか。

あと、ここにICTの指導員や学習教材アプリとかは入っているのでしょうか。

あと、こちら何年更新で見られているのか、お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育振興費の備品購入費、タブレット端末の内訳でございますが、こちらにつきましては先生用のタブレット17台、それから児童のタブレットが180台、それに関連するソフトウェア関係が117、あとライセンス使用料が3、さらに初期設定やWi-Fi接続設定等の導入費を含めまして予算計上しております。さらに、デジタルハイビジョンカメラ、これ各学校に1台、3校分も計上しております。中学校につきましては、906万円を計上しておりますが、こちら先生用のタブレットが6台、それから生徒用タブレットが114台、ソフトウェアが120台、それからライセンス使用料、それと先ほど申しましたが、初期設定、Wi-Fi接続設定用の導入費も含まれての費用となっております。デジタルハイビジョンカメラもこの中に含まれてございます。

それから、更新の時期ですが、現在パソコン教室、各学校に置いてありますが、そのパソコンにつきましては5年更新として契約しております。ですので、今回タブレット購入した際も一応5年ごとの更新になるのかなということで見込んでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君。

○1番（星和志君） タブレット1台当たりの値段は幾らでしょうか。

あと、指導員がいなければ、多分急に現場の先生は指導できないと思うのですが、こちらは今後検討されるのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員の再質問にお答えいたします。

タブレット1台当たりの価格でございますが、先生用のタブレット、こちら13インチのタブレットを想定しておりまして、約9万円を想定しております。さらには、児童生徒用のタブレットですが、こちらは約5万円、こちらは若干小さくて10型、10インチのタブレットを見込んでおります。

それから、指導者につきましては、今後県の教育委員会のほうで何らかのアクションがあると思われまます。確かに先生方によっては得意な先生とそうでない先生もいらっしゃるかと思しますので、そちらのほうの指導に関しては県教育委員会からの情報があると思しますので、そちらを対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、再々質問ありますか。

○1番（星和志君） 先生用のタブレット1台9万円で児童が5万円とありますが、こちらはスペックと合わせて見て高いのか安いのかの検討はされているのか。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、農産物の件で、先ほど途中入ったのですが、農産物のほうがまだ終わっていませんので……大変申し訳ありません。

1番、星和志君、3回以上質問していますので。一応……

○1番（星和志君） では、料金の適正価格を検討してください。

○議長（小玉智和君） 一応許可しますので、これだけ。

○1番（星和志君） スペックと照らし合わせて1台の値段を、適正価格を見ていただきたいです。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員の再々質問にお答えいたします。

タブレットパソコンのスペックについてでございますが、こちら文部科学省の基準に照らし合わせて標準的なスペックとして考えております。OS、CPU、メモリー等、あくまで標準的なモデルとして考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回下郷町臨時議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。（午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年8月7日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員